

2013年9月24日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷光夫様

阿久比町長 竹内啓二  
(公印省略)

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

昨年8月に野田内閣のもとで民主・自民・公明3党合意で強行された社会保障・税一体改革は、年末の政権交代によって発足した安倍内閣に引き継がれました。これによって今年8月からの生活保護費の引き下げ、10月からの年金引き下げを突破口として、いよいよ社会保障の改悪が国民生活に重くのしかかろうとしています。

さらに社会保障制度改革国民会議の報告を盾に、2013年度は70～74歳の高齢者の医療費一部負担引き上げや、介護保険からの軽度者の切り離しなどの介護保険の給付範囲の縮小が推し進められようとしています。

さらに消費税増税がのしかかれば、安倍内閣が目玉とする「アベノミクス」は国民の所得を増やすことにつながらず、多国籍化した大企業と一部資産家に富を集中させ、国民の「格差」を一層大きくするものとしかなりません。

安倍内閣が進める社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し「自助」「共助」の名の下に、その責任を国民と地方自治体に押し付けるものです。

私たちは県民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、これまで自治体に要請し、多くの要望を実現していただきました。特に愛知県の福祉医療への一部負担金と所得制限の導入を、多くの自治体からの反対の声で、今年6月には断念させることができました。

ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。
- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

(回答)①②(政策協働課)

第5次総合計画の基本理念に基づき、「人にやさしい健康・福祉のまち」を基本計画に掲げ施策を進めていきます。

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答)(税務課)

滞納整理に当たっては、法に沿って担税力のある人に対して納税をしていただくことにしており、納税交渉の中で、その人に合った方法での納税対応をしています。

## 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) (住民福祉課)

生活保護の相談があった場合、(県)福祉事務所と連携し、適切な実施に努めています。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

(回答) (住民福祉課)

申請を拒んだことはありません。また、就労支援は、(県)福祉事務所が行っています。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

(回答) (住民福祉課)

生活保護費の決定は、県が行っています。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

(回答) (住民福祉課)

人員配置につきましては、現行の体制で対応しますが、(県)福祉事務所へ要望します。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(回答) (住民福祉課)

計画はありません。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

(回答) (住民福祉課)

国・県の基準に基づいて行いますが、要望はしていきます。

### 2. 安心できる介護保障について

#### (1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答)(健康介護課)

8段階10階層方式をとっています。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)(健康介護課)

低所得者の保険料軽減に努めています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)(健康介護課)

訪問介護サービスについて実施しています。

- ★④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

(回答)(健康介護課)

配食サービスについては、今後も65歳以上の一人暮らし高齢者の安否確認も兼ねて実施していきます。

- ⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)(健康介護課)

22年度に「小規模多機能ホーム阿久比」の施設整備を行い、23年度には「認知症高齢者グループホーム」の施設整備を行いました。施設への助成は考えていません。

- ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

(回答)(健康介護課)

現在は、中学校区1か所で町の地域包括支援センターで運営しております。

- ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)(健康介護課)

介護労働者の確保についての財政支援は、他業種との均衡を阻害することから考えていません。

## (2)高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。  
★ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)(健康介護課)

民生委員の協力や配食サービス利用者にあっては安否確認を実施しています。

- ★イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答)(健康介護課)

タクシー券の一部助成(初乗り料金)を行っています。また巡回バスも平成23年10月から試行運行を実施しています。

- ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答)(健康介護課)

高齢者の集まりの場所として4宅老所を開設しています。また、2か所のサロン活動をモデル事業として実施しています。

- エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

さい。

(回答)(健康介護課)

現状では、計画はありません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)(健康介護課)

月曜から土曜の週6回の夕食のみ実施しています。調理に要する食材費、調理費(加工費)を負担していただき、配達費は補助しています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)(健康介護課)

現在では、受領委任払い制度を実施する予定はありません。

### ★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)(健康介護課)

介護度により対象としています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)(健康介護課)

個別に送付しています。

## 3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)(住民福祉課)

現行制度の存続に努めます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)(住民福祉課)

限られた財源の中、現時点では考えておりません。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)(住民福祉課)

平成24年10月1日より精神障害者1.2級の対象者に対し、全疾病対応の無料化を実施しました。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)(住民福祉課)

住民税非課税世帯の医療費の無料化については、現時点では考えておりません。

また、現在においては、県補助制度より拡大し、実施しています。

#### 4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

(回答) (住民福祉課)

個別に通知しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

(回答) (住民福祉課)

納税相談などにより、極力発行しない予定です。

#### 5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答) (健康介護課)

現在、妊婦健診14回、産婦健診1回、乳児健診2回を無料実施しています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

(回答) (学校教育課)

本町は、児童扶養手当の所得制限を準用しています。申請は、学校と教育委員会の窓口の両方で受け付けています。申請の手続に民生委員の証明は必要ありません。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答) (学校教育課)

現行の学校給食法では、施設及び設備に要する経費と運営は設置者の負担、給食費については保護者負担と定められているため、義務教育とはいえ、無料の考えはありません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

(回答) (学校教育課)

給食に使用する食材は、地産地消を推進しており県内産を優先的に使用している。その他の食材を使用する場合は、産地を確認して使用している。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

(回答) (防災交通課)

地震発生による避難所での暮らしについては、妊産婦や高齢者は、非常に不安であると思います。

本町としましては、個人のプライバシーを守るため、段ボールによる間仕切りをし、夜間照明としまして、今年度照明付き発電機の購入をいたします。また、個人の相談に対応できるように、保健師を配置し健康チェックをし、少しでも不安を取り除く事を心がけています。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのため必要な職員を増やしてください。

(回答) (子育て支援課)

本町では、平成18年度から児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置し、児童・障害者相談センターや保健所、警察等の関係機関とのネットワークを通じて、児童虐待の予防、早期発見に努めています。

職員の配置状況は、主管課職員1名が兼務で従事する他、家庭児童相談員2名が相談や家庭訪問等を通じて要保護児童家庭の支援を行っています。

## 6. 国保の改善について

### ★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答)(住民福祉課)

安定化を図るためにには、広域化は必要と考えます。

### ★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)(住民福祉課)

平成23年度 1億1,000万円 平成24年度 1億円を繰入ました。

イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)(住民福祉課)

均等割は、被保険者に均等に課税されるもので、平等にご負担いただいております。

学校卒業までの子どもは、医療費無料制度を実施しています。減免の拡充を図れば、その財源は、他の加入者の負担増になることから、減免制度の拡充は考えておりません。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。  
生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

(回答)(住民福祉課)

減免制度の拡充は、現在のところ考えていません。

エ.所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)(住民福祉課)

減免制度の拡充は、現在のところ考えていません。

### ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)(住民福祉課)

資格者証明書や短期証は、滞納者との面談を増やし、納税相談をしていただくための者で、国保運営上必要な制度と認識しています。福祉医療の給付対象者、高校生以下の子どもにあっては、資格者証明書は発行していません。有効期間満了までに、更新のお知らせや電話での勧奨により、未更新にならないようにしています。

イ.滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があつても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

(回答)(住民福祉課)

国民健康保険法に基づき対応します。施行令第1条の「特別の事情」であると認められる場合には、資格証明書の交付はしなくて、保険証を交付します。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

(回答)(住民福祉課)

短期証の発行は、滞納者との面談を増やし、納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要なものと認識しています。有効期限の最低を6か月にすることは、現時点で考えておりません。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)(住民福祉課)

滞納処分などは、被保険者間の負担の公平の観点から、国税徴収法、地方税法に基づき適正に事務を進めております。保険制度のPRとしてホームページに掲載しており、調査について考えておりません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答)(住民福祉課)

現在のところ考えていません。

## 7. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

(回答)(住民福祉課)

国の基準で負担をお願いします。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

(回答)(住民福祉課)

必要と認める支給時間でお願いします。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

(回答)(住民福祉課)

通所・通学にも利用できるようにする考えは、現時点ではありません。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)(住民福祉課)

障害者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることができない場合や、障害福祉サービス固有のサービスが必要な方は、障害福祉サービスの利用を認めています。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

(回答)(健康介護課)

現時点では、考えていません。

⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

(回答) (防災交通課)

避難所の開設箇所は、24か所あり、現在バリアフリーがされているか所は16か所であります。今後、施設を所有する関係課と相談しバリアフリー化に努めてまいります。

福祉避難所としては、今年度より高齢者を対象とした、要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書を締結し、活用させていただけましたことになりました。

また、避難所運営マニュアルに基づいて、個人のプライバシーの配慮、女性や子育て家庭への配慮として段ボールによる間仕切り等要援護者に優しい避難所として活用していただくようしております。

集団生活が困難な障がい者・児を対象とした福祉避難所についても、今後安全安心に避難生活が送れるように、さらに多くの法人、社会福祉施設と連携できるように取り組んでまいります。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようになるとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

(回答) (防災交通課)

本町の災害時要援護者登録制度では、名簿の開示先は、民生児童委員・自主防災会・半田消防署阿久比支署の3者となっております。当該名簿は大変デリケートな性格をもつものですから、現在のところ、3者以外への名簿を開示は考えておりませんが、いただいたご意見を参考としつつ、開示先の拡大や県等との共有については今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

## 8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

(回答)(健康介護課)

特定健診は年20回(25年度は22回)無料で実施しています。集団検診を行うことで各地区に出向き、受診率の向上と事業費の軽減を図っています。

がん検診は、延べ年間121回実施しています。

歯周疾患検診は、平成18年度から、節目年齢(40.50.60.70歳)の方に無料で実施しています。また、肺がん検診は、40歳以上の方に無料で実施しています。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答)(健康介護課)

16歳から39歳までの方を対象に、年1回無料で受診できます。

## 9. 予防接種について

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任

意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)(健康介護課)

40歳以上の希望者にB型肝炎・C型肝炎検査は、無料で実施しております。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(回答)(健康介護課)

平成23年2月から70歳以上の方を対象に接種費用の一部助成を実施していますが、増額は考えておりません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

(回答)(健康介護課)

平成25年7月から予防接種費用の一部(5,000円)を助成したところですので、無料は考えていません。

### 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

#### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。
- ②消費税増税を中止してください。
- ③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。
- ④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70~74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。
- ⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊娠婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

#### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

##### (1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

## (2)県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
  - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
  - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

## (3)医療提供体制の充実のために

- ①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。
- ③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。
- ④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

## 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するよう要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。
- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上